



表紙によせて

10/12

町内各地で秋祭りが行われています。  
 ここ出海地区でも、四ツ太鼓のお練りが  
 にぎやかに行われました。

主な内容

- |                            |                                    |
|----------------------------|------------------------------------|
| P2 第3回定例会                  | P23 スクール・とびっくす®                    |
| P10 財政状況の公表                | ほか                                 |
| P12 職員給与と定員管理の公表           | P24 人権作文 ほか                        |
| P14 国民健康保険の状況              | P25 長浜町内の神社の絵馬®・知っ<br>ていますか?水道のこと® |
| P15 老人医療の状況                | P26 プレミアム付き長浜町商品券<br>ほか            |
| P16 児童扶養手当など               |                                    |
| P17 児童手当制度                 |                                    |
| P18 保健センターからのお知らせ          | P27 ルポ                             |
| P19 晴海・拓海工業用地の用途規<br>制について | P28 健康フェスティバル                      |
| P20 いんぷおめーしょん              | P29 1歳です ほか                        |
| P22 年金コーナー ほか              | P30 戸籍、長浜嵐                         |

## 第三回定例会



一般質問・議案審議が行われる町議会

長浜町議会第三回定例会が、九月三十日から十月三日までの四日間の会期で開かれまし  
た。

今回の議会では、開会にあたり八月に死去された二宮英二議員の冥福を祈り、黙祷をさ  
げた後、矢間副議長より哀悼のことが述べられました。

その後、五人の議員による一般質問に引き続き、平成十四年度長浜町一般会計歳入歳出  
決算の認定や、平成十五年度長浜町一般会計補正予算（第二号）、長浜町生活安全条例を  
定めることなどの議案二十一件が、いずれも原案のとおり認定・可決されました。

また、長浜町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例などの議会提出案件  
三件と、例月出納検査、事務報告などの議会報告案件五件もすべて受理採択されました。  
可決された主な議案、一般質問などのあらましをご紹介します。

負担金六千二百三十八千円を補正。

### 広域消防 事務組合への 後期負担金など

#### 十五年度一般会計補正予算

平成十五年度長浜町一般会計予  
算に一億一千九百九十五万三千円  
が補正され、予算総額は、五十五  
億一千四百九十二万八千円となり  
ました。

なお、今回補正された主なもの  
は次のとおりです。

【消防費】常備消防費として、大  
洲地区広域消防事務組合への後期

然に防止し、町民が安心して暮ら  
せる安全な地域社会の実現を図る

【商工費】商工振興費として、企  
業立地促進条例に基づき、拓海工  
業団立地企業四社に対する用地  
取得助成金など一千六百八十八万  
八千円を補正。

【土木費】町道新設改良費として、  
町道郷本・支線ほか二路線の新設・  
改良に伴う公有財産購入費および  
工事請負費一千二百十五万円を補  
正。

### 長浜町生活安全 条例を制定

#### 条例を制定

近年、多様化・多発化の傾向に  
ある地域内での犯罪や事故等を未

現状である。

ため、町民・事業者等と行政が一  
体となって、「町民の生活安全意  
識の啓発」および「安全な地域づ  
くりのための環境整備」等の生活  
安全施策を実施するために制定さ  
れたものです。

### 長浜町放置自動車の 発生の防止及び 適正な処理に関する 条例を制定

#### 適正な処理に関する 条例を制定

自動車の不法放置は、公有地を  
含め場所を限定せず、違法な投棄  
が各地で問題化し、自治体ではこ  
れらの対応策に苦慮しているのが

そのため、不法放置の実態を把  
握し、環境衛生および美観の向上  
を進め町独自の条例を定めること  
によって、特定の地域や場所での  
違法行為に対し、過料規定などに  
より住民のモラル向上を図り、町  
民、事業者、土地所有者、そして  
行政が共同して町内の環境美化を  
推進し、これからの快適な生活環  
境を維持していくために制定され  
たものです。

### きれいなまち長浜を みんなでつくる 条例を制定

#### 条例を制定

現在、ごみに関する問題につい

ては、単に処理する段階から、い  
かに減らすか、どう再利用するか  
に変化していますが、一方では、  
ポイ捨てなど環境美観を破壊する  
行為が後を絶たない現状である。

今回、町独自の条例を定めるこ  
とによって、特定地域や場所での  
違反行為に対し、過料規定などに  
より住民のモラルの向上を図り、  
町民、事業者、土地所有者、そし  
て町が、共同して町内の環境美化  
を推進し、さらなる道徳心の向上  
を図り今後の快適な生活環境を維  
持していくために制定されたもの  
です。

### 北朝鮮における 拉致問題の 早期解決を求める 意見書

#### 早期解決を求める 意見書

昨年九月に日朝首脳会談が行な  
われ、国交正常化に向けた交渉の  
再開についての合意がなされまし  
たが、日本にとって最大の懸念事  
項であった日本人拉致問題につい  
て、北朝鮮はその事実を認め謝罪  
したものの、その後全く誠意ある  
対応が見られず、いまだに全面解  
決には至っていません。こうした  
行為は、拉致被害者および家族の

意向を無視した人道に反する行為であり、断じて許されるものではないことから、これらの早期解決

に向けて、積極的な措置を講じるよう政府に対して強く要望するところが決まりました。

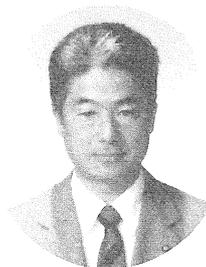
## 一般質問

### 下水道計画について

### 緑地公園南岸壁について

### 子どもの

### 教育環境保全について



二宮 淳 議員

### さまざまな要因を

### 考慮して

質問：町の下水道整備計画の期間および事業費などの概要はどのようなになっているのか。また、これを見直して経済的な負担も少ない合併処理浄化槽へと切り替えていく考えはないか。

答弁（町長）：地域住民の良好な生活環境の保全維持を図る上で、今、建設行政に求められている大きな課題の一つに下水道整備計画があるが、現在、長浜町下水道化基本構想の見直しを国・県の指導

により、平成十四年度から作業を行っているところである。

この見直しにあたっては、国土利用計画の「長浜町計画」や長浜町都市計画マスタープラン等を基に、集落形態・土地利用状況・経済性・産業の集積度等の変化を勘案し詳細な検討を行いながら進めているが、整備計画策定については、現在検討を行っている長浜町都市計画に基づく用途地域の指定等、具体的な土地利用の形態が未確定なことから着手に至っていない状況である。

一方、合併処理浄化槽による整

備については、基本構想の見直しの中でも検討しているが、各種の下水処理方法の選択にあたって、人口の集積度、地形、効率性、土地利用その他さまざまな要因を比較考慮し結論を導くもので、画一的な整備手法をとることは問題があるかと思っている。

### 本年度中に

### 予算要求を

質問：環境緑地公園の南岸壁の階段状になっている所が崩れかかっているが、いつになったら補修されるのか。また、施工業者等の責任はないのか。

答弁（町長）：環境緑地三号護岸（階段護岸部）の復旧工事について、本護岸は、平成六年三月に竣工しており、引き続き同所西側に海岸近接の住宅等を高潮等から保全するため、現在、百八十メートルの離岸堤を築堤中であるが、国の財政事情等から当初計画より工事の進捗が遅延しており、また、非常に強い北西の冬期風浪が当該箇所付近で収れんしたことにより、約四十六メートルの階段式護岸が被災を受けたものである。県では、被災以降、安全管理の



本年度中に予算要求を行い、復旧予定の環境緑地南岸壁

の全面禁煙が望ましいと思うが、町長および教育長の考えはどうか。また、通学路の紺屋町および沖浦戎邸前の道路はいつになったら改善されるのか。

答弁（教育長）：受動喫煙の防止が明記された健康増進法が今年五月に施行され、全国的に官公庁をはじめ、学校、病院、百貨店等で大きな問題となっている。

また、文部科学省より受動喫煙防止対策および喫煙防止教育の推進についての通達がきているが、愛媛県の教育委員会においては、来年の五月三十一日の世界禁煙デーから、県立学校の敷地内を完全禁煙にするとしており、市町村教育委員会にも早期に実現するよう要請がきているところである。

なお、施工業者の施工の瑕疵による責任については、県の竣工検査の段階で何ら指摘もなく、目的物の引き渡し完了しているとのことである。

### 学校敷地内での

### 「完全禁煙」に向けて

質問：子どもの教育環境保全のため、町内の小中学校校舎内および、町のバス「まごころ号」内で

喫煙場所を決め喫煙場所以外での喫煙を禁止し分煙を徹底しているところである。

学校では、授業でたばこは人体に有害であること、そのためにはたばこの吸い過ぎが健康を害する

ことを教えており、児童・生徒の受動喫煙を防ぐためにも、教育委員会も学校教職員とともに学校敷地内での「完全禁煙」の早期実現に向けて、今後取り組みたいと考えている。

次に通学路の紺屋町および沖浦戎邸前の道路の改善について、まず大洲・長浜線改良の現況であるが、岸本石油店から信号までの改良については、昨年度までは県単独事業であったが、今年度からは国補事業の緊急地方道路整備事業が採択されたため、事業費も増加しており、物件等も多く、今後補償費もかなりの金額になるうかと思われる。県としては、平成十七年度中に用地買収を完了させ、翌年度から工事に着手する予定である。

また、沖浦戎邸付近については、地域の重要な生活道路であり、通学路でもあるが、現況は、道幅も狭く歩道もないことから通勤通学時には、大変危険であると認識している。

本年六月の定例議会後の進捗よく状況については、大洲土木事務所によると、工法の検討および事務的協議をたびたび行っている

いうことで、町並びに教育委員会としても、早期着工に向けた協議の進展になるよう県に要望していきたいと思っている。

なお、紺屋町については、朝の通勤時に国道と県道の混雑を避けるため、車がスピードを出して通り抜けるのではないかと考えられる。学校では交通量の多い交差点等を中心に登下校における指導を行っているが、この紺屋町については、現在、教頭が毎朝出かけて行き、児童の誘導等を行い安全確保に万全を期しているところである。

**答弁(町長)**：まごころ号の禁煙については、公共性や多数の人が集まる場所において、喫煙がでるかどうかは、禁煙と指定するか否かの問題より以前に、喫煙者のマナーの意識を高める必要があるのではなからうかと思っている。禁煙を指定するには限界があり、その都度、その喫煙者が判断を願うたらいののではないかと思っている。喫煙者のマナー向上に期待したいと思っている。

## 場外馬券発売所 設置について

### 農地法の 違反疑惑について

#### きちっと見極めて

**質問**：町長は毎回検討委員会に出席され、会をコントロールされたというが、また設置検討委員会

報告書およびギャンブルینگ・ゲートミング学会の報告書並びに反対署名の評価と取り扱いをどうされる考えか。報告書には、家庭崩壊などの調査はされておらず、青少年教育環境や交通環境についても、場所が決まっているのに問題がないというのはいかがなものか。町民多数が反対している中、推進の方向に進んでいるのは、住民不在の政治だと思うが、町長はどう考えているのか。

**答弁(町長)**：検討委員会の出席については、委員長の要請に基づいて、出席しているということ



中野 茂 明 議員

の認識をいただきたいと思っております。たまたま発言の少ない委員会の時に、さまざまな観点から検討していただきたいという気持ちで発言したものである。

この検討委員会は、町の第三者機関として設置をし、限られた時間の中で先例地等の調査をしていただき、公平な観点から報告をいただいたものと考えている。全委員の皆さんが内容についてのご承認をいただいていることは、客観的に調査研究をいただいた証左であろうと思っている。

また、ギャンブル学会については、専門家の立場で報告をいただいたものであり、これらの報告書を参考に、議会としての見解をまとめさせていただいているところである。

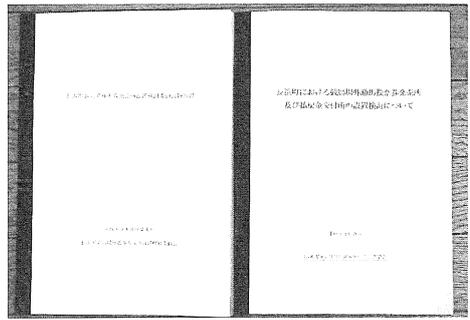
反対署名に対する評価について

は、賛否両論があつてしかるべきであろうと認識している。さまざまなご意見をいただき、そのことに対して、真摯な姿で町民の皆さんへの説明責任を果たしながら対応することが、行政並びに議会の使命であると考えている。

反対陳情や反対決議等をいただいているが、最終的な方向性というものがどのようになるかは別として、それぞれの考えについては、行政として当然斟酌し検討すべきであろうと考えている。

生活環境の変化の中で、家庭崩壊については、パルス宿毛・ボートピア朝倉での報告書の中で述べていただいているし、専門家の所見としても報告書をいただいている。加えて、家庭崩壊の事象をギャンブルのみに転嫁するのではなく、さまざまな依存症や要因があり、このことは自己責任の範疇にあることを認識していただく必要があるのではないかと思っている。

ギャンブルが起因して殺人・傷害・詐欺・夜逃げ・破産・自殺などが発生しているとのことであるが、しかしすべてがそういう原因なのか、他の要因があつてギャンブルに手を出されたのか、ギャン



検討委員会（左）とゲーミング学会の報告書

車も通らないような町になると、過疎化も進み、町の将来性も期待できないのではないかと思っている。交通渋滞や違法駐車など当然、こういったケースが出てくる可能性があると思うが、これも場所によつては、変わってくるのではないかと、それらのことを踏まえ、未確定の要素については、今後の推移というものをきちっと見極めなければならぬと考えている。

経済効果については、いろいろな見方があるかと思われる。この場外馬券場の場合にも地元雇用というものが期待でき、当然給与が支払われる、こういったものを効果と見られるかどうかは、それぞれの考えだが、そういったものに対して研究をし、見極めていくことも大切ではなからうかと思っている。

当町の近隣においては、このような施設が長年、松山市にあるが、今回、指摘されている青少年に対する影響が事実とするならば、すでにそのような実態になっているはずである。そういう類似事例がどういふ影響を及ぼすのか、それぞれの方で研修や見極めをしていただいているところである。それらを参考にしながら判断しなければならぬと考えている。

### 矛盾があれば

#### 指導を

質問：大字今坊地域において、農業振興地域の指定を受けている田が、簡単に山林の地目変更になっているのはどういうことか。また、その土地に樹木はなく、大量の土砂で埋まっている。これを山林として登記がされているが、この偽りをどこでだれが責任をとるのか。

回答（町長）：この件について、調査をさせていただいた結果、本町は農地の形状を改善する目的で土砂の搬入を始めたもので、用途の変更を目的に造成を始めたものではないと認識をしている。

また当該地は、農業振興地域の農用地の除外申請がされていないので、現在も農用地の状態である。国土調査による地目の認定は、その主たる用途について行うことになっているが、当該地は現地調査時に用途が明確でなかったため、周辺の状況等から判断し山林と決定したものである。

国土調査を行ううえで、このよ

うなケースは多く見られるが、特定の者に対して特定の配慮などという余地は全くなく、国土調査の処理と農業振興地域であるという

### 長浜町場外馬券場

#### 問題について



日高照友 議員

### 「子どもは通さない」を確認

質問：町PTA連合会が行った反対署名活動について、生徒を使って強制的な集め方を行ったと聞いたが、これが事実であれば、どのように対処するのか、このことに関し各校長の所見はどのようなものがあるか。

また、町P連会長の視察報告書を再度、児童生徒を通して配布したという事実は本当なのか、これに伴う町P連の事務局長および各校の責任者に対しての対応はどうするのか、町P連理事会時の関係

法的なものが方が一、矛盾があるとするれば、改善をすべく指導をしていきたいと考えている。

者の意見はどのようなものがあつたのか、教育委員会として厳重に対処されるべきと思うが、どう考えているのか。

また、町長は行政のトップとしてどのような考え方でいるのか。

回答（町長）：このような問題には、賛成、反対あるいはさまざま意見が出てくると思つている。民主主義の社会においては当然の権利であるので、異論を挟むものではないと思つている。ただ、お願いしたいのは、学校教育の現場へさまざまな問題の判断がつかない子どもを巻き込むということに對しては、やはり慎重に對應して

ブルのうち、公営ギャンブルとそうでないギャンブルとの比率はどうかについても、きちっとお調べいただき、特に場外馬券発売所との関係について、ご教示いただければと思つている。

青少年の教育環境については、場所が未定であるということと前提として検討をしている段階である。従つて、青少年や社会環境のことを考えると、場所によつては当然「ノー」と言わざるを得ないと考へている。

交通環境について、議員さんは車社会そのものを否定され、一定量以上については、通行規制をしたらという考へ方かどうか、仮に

青少年の教育環境については、場所が未定であるということと前提として検討をしている段階である。従つて、青少年や社会環境のことを考えると、場所によつては当然「ノー」と言わざるを得ないと考へている。

青少年の教育環境については、場所が未定であるということと前提として検討をしている段階である。従つて、青少年や社会環境のことを考えると、場所によつては当然「ノー」と言わざるを得ないと考へている。

青少年の教育環境については、場所が未定であるということと前提として検討をしている段階である。従つて、青少年や社会環境のことを考えると、場所によつては当然「ノー」と言わざるを得ないと考へている。

青少年の教育環境については、場所が未定であるということと前提として検討をしている段階である。従つて、青少年や社会環境のことを考えると、場所によつては当然「ノー」と言わざるを得ないと考へている。

いただくことが大切であろうと思っ  
ている。PTAの活動というより  
も、むしろその時に動かれた学校  
の先生方の認識の甘さが非常にあつ  
たのではないかと思つている。

今後のPTA活動において、学  
校との連携というものは大変重要  
な位置づけがあると思うが、以  
後お互いが信頼関係をきちつと作  
り、研鑽をしていただくような活  
動を反省を含め期待をしたいと思っ  
ている。

**答弁(教育長)**：児童・生徒に  
配布・回収をさせた反対署名活動  
について、署名を十人以上書いて  
もらうようにと指示した先生がい  
たということであるが、これが事  
実であれば、由々しき問題である。  
事実関係を調査し報告するととも  
に対応したいと考えているのでご  
理解いただきたい。

校長の所見については、六月十  
九日の全員協議会での指摘後、  
臨時校長会を開き、場外馬券発売  
所設置反対署名用紙の配布・回収  
について学校の対応について聞く  
とともに、この内容を文書で提出  
すること、またこのことについて  
の校長としての所見も併せて提出  
することを指示したものである。

所見については、校長それぞれ  
に考え方の温度差はあつたが、全  
体的には反省していたのではない  
かと思つている。

その後、校長会等で説明をする  
とともに、日がたつにつれて事の  
重大さをさらに強く認識している  
ところである。

町P連会長の視察報告書を再度、  
配布した実態については、配布し  
ていない学校が二校、保護者に直  
接渡した学校が二校、児童・生徒  
に持つて帰らせたのが五校となつ  
ている。あれほど、署名用紙で問  
題となつているにもかかわらず、  
なぜ同じことを繰り返したのか、  
学校に問うと、「視察研修の内容  
が見たまま、聞いたままで個人的  
な意見も入つてなく、判断資料と  
して各家庭に持つて帰らせた」と  
いうことである。あれほど問題と  
なつているにもかかわらず、二度  
にわたつて児童・生徒をこの問題  
に介入させるといふ、同じことを  
繰り返したことは大変遺憾であり、  
残念である。このことは、内容が  
どうあれ場外馬券発売所設置の一  
連の問題であり、なぜ学校でこの  
ことの判断ができなかつたのか非  
常に残念に思つている。

町P連の事務局および各学校の  
責任者については、この一連の問  
題について、事務局の責任は大き  
いものがあるが、教頭は今年四月  
に当町に赴任したばかりで、事務  
局を任せられ会長の指示のもと一  
生懸命頑張つてやつたことが結果的  
にこのような形になつてしまつた  
ということ、本人も反省をして  
いる。

なお、今回の一連の問題は、各  
学校の問題であり、校長・教頭は  
もちろんであるが、教職員全員の  
責任でもあると考えている。

先日の教育委員による学校訪問  
時において、教職員に対し学校の  
政治的中立性の確保など配慮しな  
ければならないことについて指導  
を行つたところである。

町P連理事会の反応については、  
九月十九日の理事会に出席し、  
「議員全員協議会」で指摘のあつ  
た反対署名用紙を児童・生徒に配  
布・回収した一連の行為に関し説  
明した後、理事の意見を聞いたも  
のである。

まず、会長は、冒頭で今回の反  
対署名においては皆さん方に変  
迷惑をかけた旨のあいさつをされ、  
理事の意見としては、「私のとこ



今後、子どもたちを介さないということで決議された(資料写真)

を私見を交えず忠実に書いたつも  
りです」との答弁を受けたもので  
ある。

私は、「報告書を作られるのも、  
PTA会員に配布されるのも結構  
だが、学校において児童・生徒を  
使つて配布するのは良くないと思つ  
ている。これらの行為は、場外馬  
券発売所設置問題の一連のもので  
あることをよく理解してほしい」  
と説明した。

これは対し理事からは、各学校  
の判断に任せるのではなく「子ど  
もは通さない」ということで確認  
したらどうかという意見があり、  
「政治的行為に関連するおそれの  
ある行為には、子どもを触れさせ  
ない」、今後「このことについて  
は、子どもを介さないということ  
で決定する」ということで、理事  
会の決議事項とされたものである。  
答弁されている。

視察研修の報告書が再び児童・  
生徒の手によつて配布されたこと  
に対しては、視察に行つた理事か  
ら、「町P連のお金を使つて行つ  
ているので、報告書を作らなけれ  
ばならない。見ていただいたら分  
かると思いますがお聞きしたこと

## 高知競馬共同場外馬券 発売所設置について

### 国・県・町による 森林整備について



叶岡 広志 議員

### 町民や議会の 意見を斟酌して

質問：共同場外馬券発売所設置について、検討委員会の検討結果や学識者の調査によると、特に問題になるような点はないというところである。雇用の場の拡大などメリットが非常に大きいと思われるが、デメリットも住民・行政・議会が一体となって取り組めば、必ずメリットにつながるのではないかと思っている。

そこで、町ではこの調査報告を受けてどのような判断をするのか。  
答弁（町長）：去る八月二十一日に長浜町共同場外馬券発売所設置検討委員会の答申をいただいた。同委員会では、非常に限られた時間の中で鋭意調査・研究をいただき、長浜町共同場外馬券発売所

設置検討委員会報告書として取りまとめをされ、最終的には十五人の委員さん全員が承認され答申をいただいております。ギャンブル学会についてもそれぞれ専門の立場から、全国的な視点で報告をいただいているところである。

町では、検討委員会の報告書およびギャンブル学会の報告書それぞれを議会に送付させていただき、議員全員協議会で検討をいただいているところである。

検討の手法としては、生活環境の変化について・青少年の教育環境について・交通環境について・その他と経済効果について、それぞれの懸念項目ごとに検討委員会・ギャンブル学会の所見分析を行い、さらに議会としての検討を加えていただき、その集約所見を現在、整理していただいているところで

ある。

現時点における当町の対応姿勢は、高知県競馬組合の市場調査の段階における設置の可能性に対する判断を行なうものであり、仮に町として「ノー」の回答をする、今回の設置検討申し出は、その段階で終結することになるが、場外馬券発売所設置検討要請について、これを「可」としようじゃないか」とした場合に、現時点では未定である場所やオーナーが決定され、施設規模や各種の手続きに入り、それらの許認可要件等に係る手続きの段階で見極めを行い、当町としての最終判断をすることになる。

また、近年の非常に厳しい町内の経済状況、雇用状況、逆にいうと職を探すにも、その就業機会が非常に限られており、雇用というものが極めて楽観を許さない状況にあることは、町民の皆さんもご承知のとおりである。

このようなことを総合的に判断すると、社会的リスクが、その他のものを大きく上回らない限り、次のステップに入ることはやぶさかではないと考えているが、いざれにしても、行政の責任者として議会の意見や町民の皆さんのご意

見を斟酌し、判断することになるものと考えている。

### 事業推進を 図っていききたい

質問：採算性のあわない木材が、山に放置されている現状があるが、これを有効利用する方法はないか。また、木を炭にして環境保全対策に使ってはどうか。

答弁（町長）：木材の有効利用については、森林の有する国土保全や水源かん養、自然環境の保全等の多面的機能から近年の地球環境の悪化傾向と併せ、機能の維持回復への必要性が各方面より指摘されており、国・県においても各種の施策がとられている。

当町においても、林業の振興とともに多面的機能の回復を指向し、国・県の施策を積極的に取り入れ、事業の推進を図っており、また水土保全資源の循環利用を視野に具体的施策の検討について、長浜町森林保全対策検討委員会を立ち上げ、専門的分野からの意見をもとに、まず平成十四年から豊茂谷上地区で理念に基づく施策の具現化を進めており、本年三月に開かれた日本林学会においても長浜町方

式の森林整備について、それなりの評価を受けたと聞いている。今後においても、国・県の施策と連動させ、複合的により効果の上がる制度の導入を念頭に、除間伐による森林整備の事業推進を図っていききたいと考えている。

また、不材の有効活用については、特に木炭化についても当初計画の一連の施策範疇にあり、実施に向け十月開催予定の検討委員会で、手法について検討、提言をいただくことにしている。

豊茂谷上地区のモデル林整備事業の中に、この木炭化というメニューも入れて取り組んでいるが、現在は、その第二段階に入るとい



今後も整備を図る豊茂地区のモデル林

とで、検討委員会の考えも聞きながら、木炭化の事業化実施に向け

ての積極的な活動を行っていきたくての積極的な活動を行っている。

## 町道の管理について

### 県道藤縄長浜線について

### グリーンツーリズムについて

### 場外馬券場誘致について



宮本 増憲 議員

## 予算の許す限り

### 努力を

**質問：**現在の町道は合併後、自動的に市道となるが、町道と認められていない生活道としての路線についても、町道昇格の認定をお願いしたい。

また、町道の側溝の地域住民による管理が難しくなっている状況を踏まえ、町として管理ができないものか町長の考えを聞きたい。

**答弁（町長）：**生活道として機能している道路の町道認定については、道路機能の性格や受益の内容等によって区分され、それに伴い管理責任が明確化されるものであると考えている。

見地から沿線の皆さんの協力を得ながらも、町の予算の許す限り鋭意管理に努めており、今後も努力をしていく考えであるが、維持の手法等については、個々に検討を要するものであると考えている。

## 供用に向けた条件

### 整備に努めたい

**質問：**県道藤縄長浜線の位置づけをどのように考えているか。

**答弁（町長）：**県道藤縄長浜線の位置づけについては、大洲市・長浜町の中山間地域と海岸域を接続する広域交流と物流の効率化等、豊かな住民生活の実現に不可欠な主要路線であることから、県道として位置づけられるとともに、市町村合併により生活圏域の拡大等、なお一層の効率化、かつ効果的に展開される路線であると認識しており、今後可及的速やかな供用に向け、条件整備に努めたいと考えている。

## 前向きに

### 検討したい

**質問：**グリーンツーリズム（農山漁村で楽しむゆとりある休暇）について、町長はどのように考え



速やかな供用に向け条件整備に努める町道長浜・戒川線

**答弁（町長）：**グリーンツーリズムについては、ここ数年、都市の人々を中心に、農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然に「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」などを求める動きが強まっており、農山漁村における健康的でゆとりある生活の実現に対する期待が高まっているということは承知している。

こうした都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の人々の熱い思いが相まって、最近都市と農山漁村の交流が盛んになっており、農山漁村地域に滞

在して自然、文化、人々との交流を楽しむグリーンツーリズムの推進が図られている。

こうした中、国においても、農山漁村滞在型余暇活動のため、基盤整備の促進に関する法律が平成七年四月に施行されているところから、当町においても、過疎化、高齢化の進行のもとで、農林漁業や地域経済が停滞している状態を打開し、地域の活性化を図ろうと懸命に努力しているところで、農山漁村の振興に寄与するものと期待をしているところであるが、地域としての受け入れに対する理解や民宿業の登録等課題も数多くあるため、今後、県の定めた基本方針を勘案し、具体化の可能性について、前向きに検討したいと思っている。

## 真摯な検討をしたい

**質問：**場外馬券場設置問題について、ギャンプルⅡ「悪」というイメージが普通の感覚だと思いが、そもそもギャンプルの原点は、民衆が集まって楽しむ娯楽であった。この原点に返り、馬券場と併せて水族館や物産館を整備し、家族ぐ

るみて楽しむというような光景は描けないのか、馬券場のみ地域活性化を求めるものではないと思うが町長はどう考えるか。

答弁(町長)：私自身、今回、高知県競馬組合から設置検討要請の中で、さまざまな視点や考え方があることを勉強させていただいた。

議員さんから理想的なご提案をいただいたが、結論に至っていない段階でのコメントは差し控えさせていただきますと思う。このような意見のあることに異論があるものではない。

ただ現在、場所やオーナーが未定であり、このことについての是非が決定していないので、仮に、結論として、今回の検討結果を「是」とした場合、場所がどこになつたとしても、多くの町民の皆さんが昼夜を問わず利用したり、出入りのある場所に近接した位置での検討をする場合、第二の段階として、議員の意見や議会で慎重に検討していただいているような事項、検討委員会・キャンブル学会での対応策等をどのように網羅するかということ踏まえて、検討や対応をすることになるだろう

うと考えている。

ご指摘の町内経済の活性化は、周近に迫りつつある市町村合併後における長浜町の町づくりの根幹

にも関わる事項であり、議員各位のご支援をいただきながら、可能な限りの対策を検討したいと思っ

### 新議長に

岡 孝志氏

### 副議長に

垣見芳彦氏

長浜町議会の議長・副議長選挙が行なわれ、新議長に岡孝志氏(沖浦・六〇)、副議長に垣見芳彦氏(出海・五六)がそれぞれ選出されました。

また、各常任委員および特別委員会などの構成も行われ、別表のとおり決まりました。

【岡議長略歴】昭和十八年六月二十日生まれ。沖浦。農業。無所属。当選四回。消防団長。総務委員長。合併問題対策特別委員長など歴任。

【垣見副議長略歴】昭和二十二年九月十七日生まれ。出海。農業。無所属。当選三回。総務委員長、監査委員など歴任。



岡 孝志 議長



垣見芳彦 副議長

### 監査委員に

田中堅太郎氏

垣見芳彦監査委員の退職による新しい監査委員に、田中堅太郎氏(櫛生・五二)を選任し議会の同意を求めた結果、賛成多数で同意されました。



選任された田中堅太郎氏

## 長浜町議会構成表

◎委員長・会長 ○副委員長 平成15年10月3日構成(敬称略)

役職名	定数	議員名
議長	1人	岡 孝志
副議長	1人	垣見 芳彦
議会運営委員会	6人	◎上満 武 ○矢間 一義 叶岡 広志 宮本 増憲 ◎宮本 増憲 ○渡邊 久義 東 信利 矢間 一義
総務委員会	6人	◎東 敦弘 ○日高 照友 文常 教厚 生会 宣之 上満 武
産業建設委員会	5人	◎叶岡 広志 ○鎌田 圭二 常任委員 垣見 芳彦 二宮 淳
山鳥坂ダム調査会	8人	◎東 信利 ○東 敦弘 田中 堅太郎 渡邊 久義 対策特別委員 上満 武 叶岡 広志
合併問題対策特別委員会	8人	◎日高 照友 ○叶岡 広志 合 東 信利 矢間 一義 特 宮本 増憲 鎌田 圭二
監査委員会	1人	田中 堅太郎
大洲・喜多衛生員	2人	議長、矢間 一義
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員	2人	議長、垣見 芳彦
議会	5人	◎渡邊 久義 ○上満 武 (理)田中 堅太郎 (理)東 信利 (監)垣見 芳彦

※議員欠員1人

- ◆大洲市・喜多郡町村組合議員 1人 議長 ◆大洲地区広域消防事務組合議員 1人 議長
- ◆大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合 1人 議長 ◆大洲地区内子運動公園事務組合 1人 議長

# 長浜町の財政

## 財政状況の公表

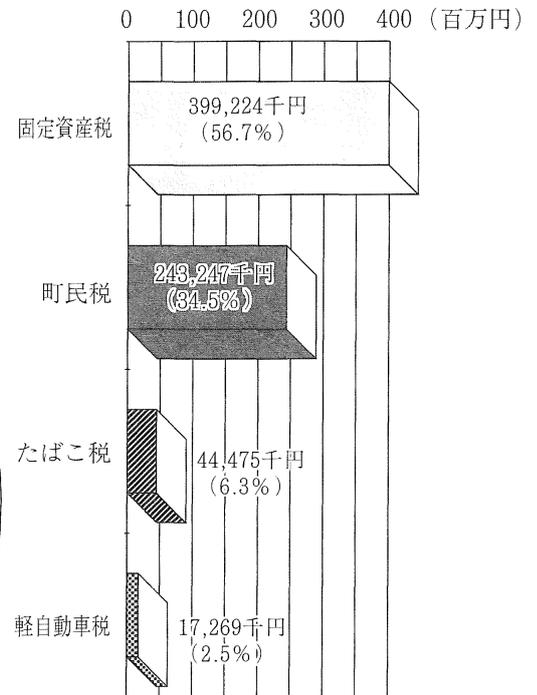
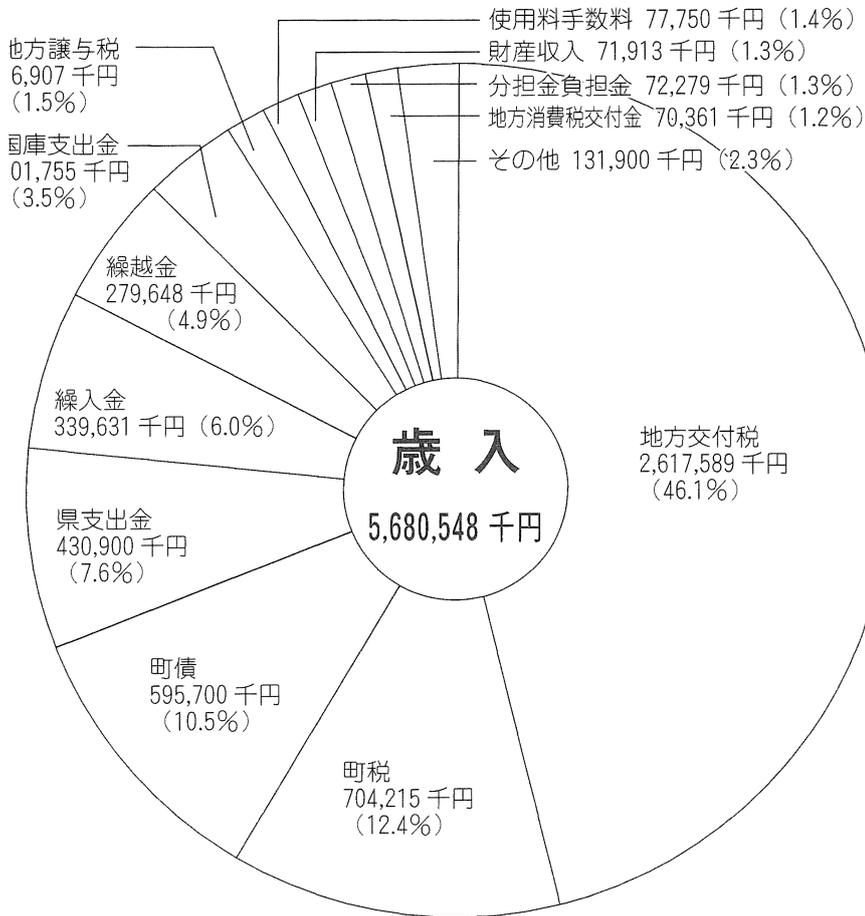
長浜町「財政事情」の作製及び公表に関する条例により平成14年度の財政状況を公表します  
平成15年10月 長浜町長 西田 洋一



## 会計

町 税 収 入 704,215 千円

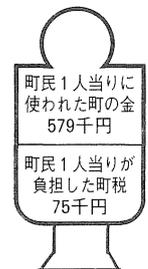
### 入ったお金（歳入）



### 地方債残高

(平成14年度末現在)

会計区分	件数	現在高 (千円)	1世帯当り額 (千円)	1人当り額 (千円)
一般会計	168	8,453,813	2,360	901
水道事業会計	19	1,144,201	319	122
工業用水道事業会計	7	88,534	25	9
簡易水道事業特別会計	11	254,301	71	27
住宅新築資金等貸付事業特別会計	20	64,357	18	7
土地取得特別会計	5	402,800	112	43
土地区画整理事業特別会計	1	80,000	22	9
計	231	10,488,006	2,928	1,118



### 町有財産

(平成14年度末現在)

種別	金額 千円
財政調整基金	406,726
減債基金	218,307
その他特定目的基金	569,888
土地開発基金	149,740
国民健康保険財政調整基金	35,032
出資金	121,769
計	1,501,462

### 一般会計総括

歳入 5,680,548 千円、歳出 5,431,185 千円で、差し引き 249,363 千円の黒字となっています。この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源 33,014 千円が含まれており、これを差し引いた 216,349 千円が14年度の実質剰余金になります。

(15.3.31現在)

種別	面積 m <sup>2</sup>
宅地	288,309
建物	79,585
公園	19,611
山林	19,418
雑種他	6,671
その他	3,847

# 特別会計

## 国民健康保険



予算額 1,145,748千円  
 収入済額 1,116,379千円  
 支出済額 1,054,675千円  
 差引 61,704千円

## 国民健康保険直営診療所



予算額 14,028千円  
 収入済額 12,980千円  
 支出済額 12,980千円  
 差引 0千円

## 港湾施設事業



予算額 17,295千円  
 収入済額 16,647千円  
 支出済額 16,647千円  
 差引 0千円

## 簡易水道事業



予算額 51,137千円  
 収入済額 51,088千円  
 支出済額 51,088千円  
 差引 0千円

## 住宅新築資金等貸付事業



予算額 14,614千円  
 収入済額 14,557千円  
 支出済額 14,557千円  
 差引 0千円

## 老人保健



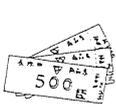
予算額 1,704,323千円  
 収入済額 1,704,314千円  
 支出済額 1,700,111千円  
 差引 4,203千円

## 土地取得



予算額 102,719千円  
 収入済額 98,511千円  
 支出済額 97,781千円  
 差引 730千円

## 商品券



予算額 111,025千円  
 収入済額 111,022千円  
 支出済額 107,054千円  
 差引 3,968千円

## 介護保険



予算額 633,355千円  
 収入済額 631,361千円  
 支出済額 608,835千円  
 差引 22,526千円

## 土地地区画整理事業

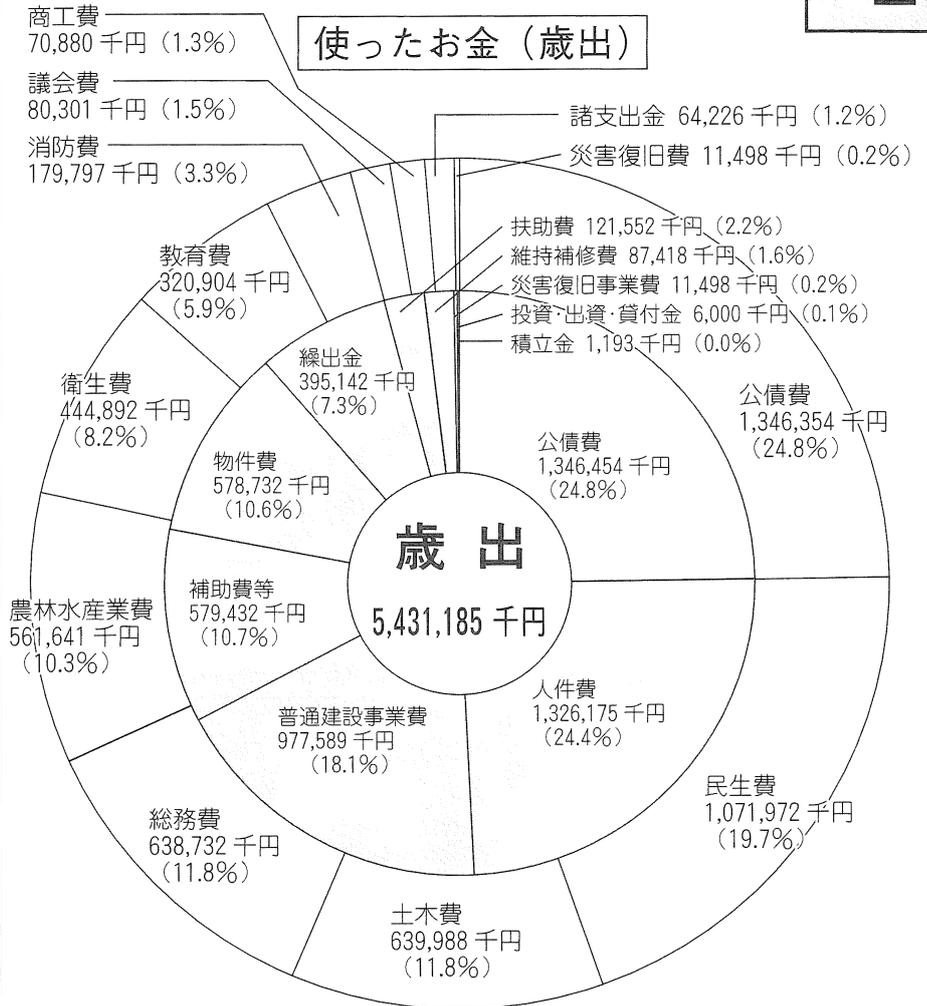


予算額 125,455千円  
 収入済額 125,431千円  
 支出済額 125,365千円  
 差引 66千円

# 平成14年度

## 一般

### 使ったお金 (歳出)



## 企業会計

### 水道事業会計

区分	科目	金額 (千円)
収益的 収支	営業収益	171,729
	営業外収益	59,313
	計	231,042
	営業費用	175,792
	営業外費用	72,554
	計	248,346
資本的 収支	純損出	△17,304
	資本的収入	126,077
	資本的支出	294,866
	差引	△168,789

資本的収入額が資本的支出額に不足する額168,789千円は、当年度分消費税資本的収支調整額10,187千円、過年度分損益勘定留保資金158,602千円で補てんした。

### 工業用水道事業会計

区分	科目	金額 (千円)
収益的 収支	営業収益	26,230
	営業外収益	91
	特別利益	32,096
	計	58,417
	営業費用	52,189
	営業外費用	6,228
資本的 収支	計	58,417
	純利益	0
	資本的収入	244,246
	資本的支出	291,284
	差引	△47,038

資本的収入額が資本的支出額に不足する額47,038千円は、過年度分損益勘定留保資金6,033千円、特定利益積立金41,005千円で補てんした。

# 長浜町の給与・定員管理等の状況を公表します。

町民の皆さんに職員給与等の実態を正しく理解していただくため、平成15年4月1日現在における長浜町職員の給与・定員管理等の状況を次のように公表します。

## 1. 給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 (15.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 13年度 人件費率
14年度	9,381人	5,625,614千円	216,984千円	1,270,032千円	22.6%	19.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
15年度	157人	581,870千円	87,688千円	246,827千円	916,385千円	5,837千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（15年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
長浜町	308,683円	329,322円	42.9歳	220,829円	223,936円	51.3歳

(注) 1. 一般行政職は、税務職、看護・保健師、保育士、水道職、技能労務職を除いた職員です。  
2. 技能労務職は、調理員、寮母、電話交換手の職員です。

### (4) 職員の初任給の状況（15年4月1日現在）

区分	長 浜 町		国	
	初 任 給	採用2年後 経過日給料額	初 任 給	採用2年後 経過日給料額
一般行政職	大学卒	171,500円	185,600円	185,600円
	高校卒	139,500円	149,200円	149,200円

### (5) 一般行政職の級別職員数の状況（15年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務分類	主事補	主 事	主任主事	係 長	事務専門員	課長補佐	課 長	総括課長	
職員数	3人	17人	15人	21人	23人	15人	12人	1人	107人
構成比	2.8%	15.9%	14.0%	19.7%	21.5%	14.0%	11.2%	0.9%	100.0%
参考	前年の職員数	3人	15人	15人	23人	26人	14人	12人	109人
	前年の構成比	2.8%	13.8%	13.8%	21.1%	23.8%	12.8%	11.0%	0.9%

(注) 1. 長浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務分類とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

### (6) 特別職の報酬等の状況（15年4月1日現在）

区 分	給料、報酬等の月額	期末手当（14年度支給割合）		
町 長	800,000円	町 長	助役・収入役	議 員
助 役	647,000円			
収入役	599,000円			
議 長	272,000円	6月 0.65月分	6月 1.00月分	6月 1.45月分
	220,000円	12月 0.70月分	12月 1.05月分	12月 1.55月分
	207,000円	3月 0.55月分	3月 0.55月分	3月 0.50月分
副議長	220,000円	計 1.90月分	計 2.60月分	計 3.50月分
議 員	207,000円			



## (7) 職員手当の状況

区 分	長 浜 町			国		
期末手当	(14年度支給割合)			(14年度支給割合)		
	6月	期末手当 1.45月分	勤勉手当 0.60月分	6月	期末手当 1.45月分	勤勉手当 0.60月分
	12月	1.85月分	0.55月分	12月	1.85月分	0.55月分
	3月	0.20月分	—	3月	0.20月分	—
	計	3.50月分	1.15月分	計	3.50月分	1.15月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 2号給以内			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 1号給		

時間外勤務手当	14年度支給総額	17,410千円
	職員1人当たり平均支給年額	117千円

特 殊 勤務手当	14年度支給総額		3,830千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合		18.1%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		142千円
	手当の種類(手当数)		12
	支給額の多い手当	青島診療所勤務手当・火葬場等勤務手当・行旅病死等処理作業従事手当	
多くの職員に支給されている手当	保育業務従事手当・老人施設勤務手当・町税・徴収事務従事手当		

区 分	長 浜 町	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	1) 配偶者 14,000円 2) 扶養親族2人目まで 6,000円 3) その他 5,000円 4) 配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円 5) 一定の年齢の扶養親族1人につき 5,000円を加算。	同	
住居手当	1) 借家住居者 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 支払った家賃の額から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額(支給限度額 27,000円) 2) 持家居住者 3,500円	一部異	2)の支給額が異なる
通勤手当	1) 通勤距離片道2km以上で、交通機関利用者は運賃相当額(支給限度額 50,000円) 2) 通勤距離片道2km以上で、交通用具利用者は片道距離による定額方式(支給限度額 28,800円)	一部異	2)は国の定額方式と同じであるが支給額が異なる

## 2. 定員管理の状況

定員管理については、今後も適材適所の効率的な配置を行い、増員の抑制に務めます。(各年4月1日現在)

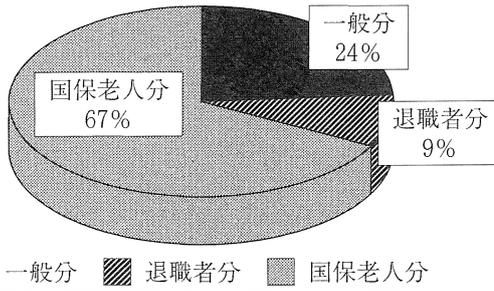
区 分 部 門	職 員 数				対 前 年 増 減 数			
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
福祉 関係 を除く 一般行政	議 会	2	2	2	2			
	総 務	29	29	30	31	-1		1
	税 務	7	7	8	8			1
	農林水産	14	14	13	14	-1		1
	商 工	1	1	1	2			1
	土 木	14	14	18	17			-1
小 計	67	67	72	74	-1		5	
福祉 関係	民 生	63	58	55	50		-5	-3
	衛 生	15	14	15	13	1	-1	1
	小 計	78	72	70	63	1	-6	-2
一般行政計	145	139	142	137	1	-6	3	
特別 行政	教 育	15	16	13	13	-2	1	-3
	小 計	15	16	13	13	-2	1	-3
公営 企業 等	病 院	1	1	1	1			
	水 道	4	4	4	4			
	そ の 他	9	11	11	11		2	
	小 計	14	16	16	16			
合 計	174	171	171	166	-2	-3	-5	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、嘱託・臨時職員等を除いています。

# 平成14年度 国民健康保険の状況

平成14年度長浜町国民健康保険の総医療費は、21億4,755万2千円で、平成13年度と比較すると約1,300万円増加し、また、一人当たりの医療費は、0.6%減少して45万7,900円となっています。平成14年度において国民健康保険には、町民の49.1%にあたる4,690人が加入されていますが、若い層の被保険者が年々減少し、高齢者の加入が増加しています。医療費の無駄遣いをなくして、一人ひとりの心がけで医療費の適正化に努めましょう。

平成14年度受診者別医療費内訳



平成14年度受診者別医療費内訳

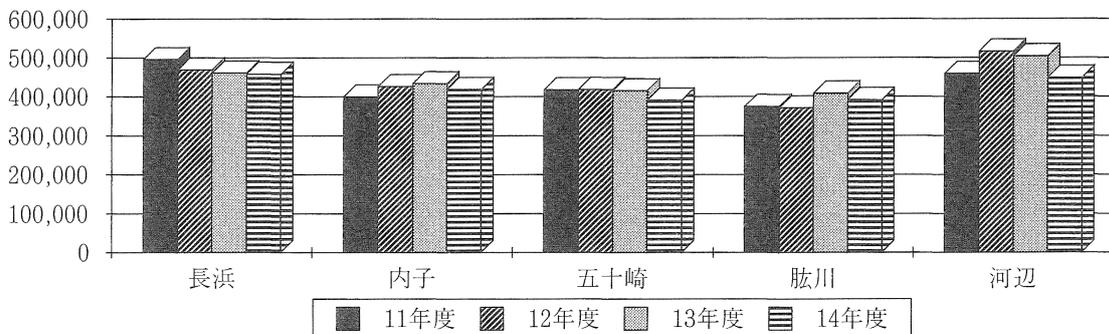
	医療費(円)	被保険者(人)
一般分	527,464,000	2,339
退職者分	188,846,000	534
国保老人分	1,431,242,000	1,817
総医療費	2,147,552,000	4,690

(千円未満切り捨て)

郡内町村の1人当たり医療費推移 (単位:円)

	長 浜	内 子	五十 崎	肱 川	河 辺
11年度	495,771	399,874	417,484	374,823	458,815
12年度	468,725	426,208	418,274	371,642	516,099
13年度	460,814	433,848	415,256	408,606	503,775
14年度	457,900	418,694	391,172	391,799	448,279

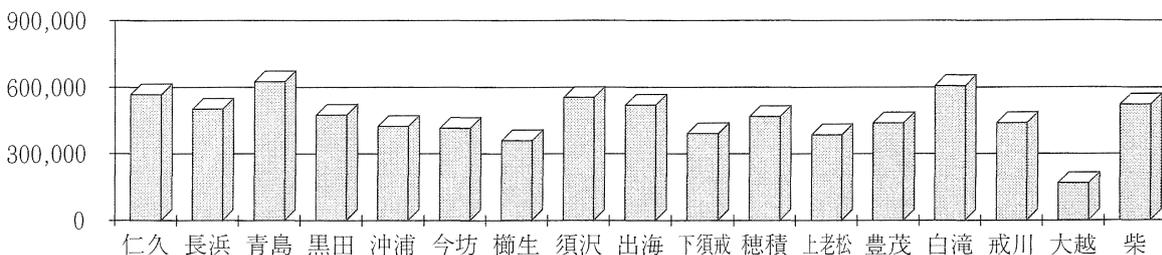
(但し、14年度は11ヵ月診療分)



地区別の医療費

平成14年度国民健康保険被保険者1人当たり医療費(円) <平成14年4月~平成15年3月診療分>

仁久	長浜	青島	黒田	沖浦	今坊	榑生	須沢	出海	下須戒	穂積	上老松	豊茂	白滝	戒川	大越	柴
567,132	501,502	624,681	474,019	422,443	414,873	359,100	552,760	518,946	391,162	467,897	385,794	439,126	606,174	438,850	167,376	522,761



# 長浜町の

## 平成14年度

# 1人当たり老人医療費

# は

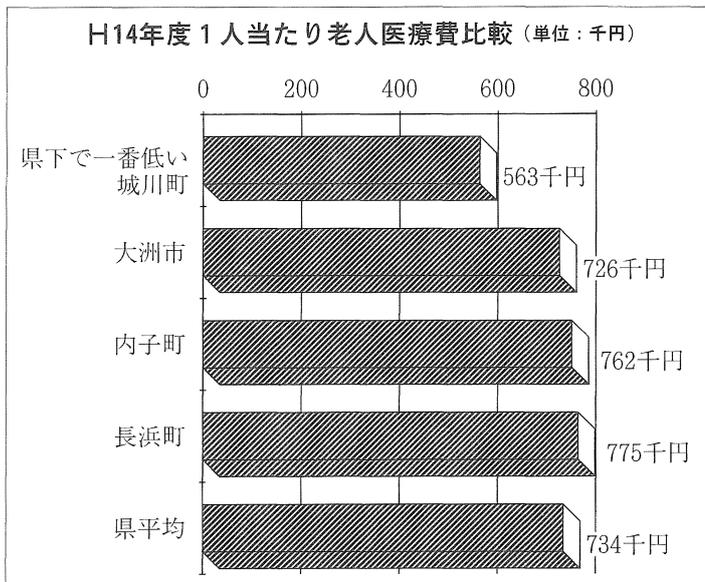
## 県下70市町村中

## 12番目です

老人保健医療費制度は慢性的な病気になるやすいお年寄りのために、医療費の1割または2割の一部負担金で病院にかかる制度です。一部負担金以外の医療費は若い人たちの保険料（税）などで賄われております。しかし毎年増加する老人医療費の伸びを適正化するため、平成14年10月からはお年寄りの方にも所得によって応分の負担をしていただくことなどの医療制度の改正が行われました。

平成14年度長浜町の老人医療費は、総額約18億2,900万円で、受給者数の増加で13年度より約2,600万円の増額となっております。また老人1人当たりの医療費は約77万5千円で13年度と比べ多少減額となっておりますが、それでも一般の若い方の医療費と比べると約3倍、県下70市町村では12番目に高い金額となっております。特に長浜町の場合は、通院よりも入院の割合が高く、入院の受診率は県下70市町村中3番目で、高医療費の要因の一つとなっています。

このため日頃から定期健診等で健康管理を十分に行い、生活習慣病の予防に努めていただくとともに、可能な限り通院による在宅医療に心がけていただき、また医療費の無駄遣いと



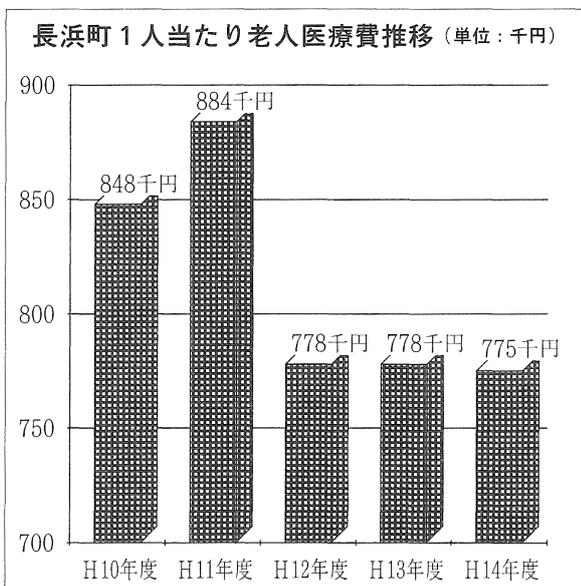
いわれる重複受診（注1）や頻回受診（注2）をしないことが医療費を抑制し、老人保健財政の運営の安定化につながるようになります。どうか皆様方のご理解とご協力をお願いします。

（注1）重複受診とは、一つの病気で何カ所も病院にかかること。

（注2）頻回受診とは、とにかく色々な診療科、病院にたくさんかかること。

### 「お年寄りの皆さんへのお願い」

病院へ持って行く保険証が変わったことによる医療費の請求誤りが、最近増えております。保険証は医療費の支払いに関わる大切なものです。保険証の記号・番号が変わりましたら、すぐに役場国保係へ届け出てください。



# 児童扶養手当制度

父と生計が同一でない児童が生活している家庭の、安定と自立を促すための制度です。

## 手当てを受けることができる人は？

- 母または養育者（ただし、公的年金給付を受けていないこと）

## 対象となる児童は？

- 18才に達する日以後の、最初の3月31日までの間にある児童（20歳未満の一定の障害のある児童）
- 父の状況が次に該当する場合
  - 1、父母が婚姻を解消した児童
  - 2、父が死亡した児童
  - 3、父が重度の障害の状態にある児童
  - 4、父の生死が明らかでない児童
  - 5、父が引き続き1年以上遺棄している児童及び、1年以上拘禁されている児童
  - 6、母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の子）
- ※ ただし、父または母の死亡について、公的年金給付や遺族補償給付が受けられる児童及び、里親に委託されたり児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。

## 支給方法は？

認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

## こんなとき

### こんな手続きを！

- 受給資格ができ、手当を受けようとするとき…認定請求書
- 毎年8月、手当受給者すべての方が提出する書類…現況届（現況届の提出がないと、8月以降の手当が受けられません。）
- 監護している児童の数が増えたとき…額改定請求書
- 監護していた児童の数が少なくなったとき…額改定届
- 手当を受けている方の氏名・住所及び金融機関・印鑑の変更があったとき…氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届
- 手当を受けている方が死亡した場合…受給者死亡届
- 手当を受けている方が婚姻したり、監護していた児童が支給要件に該当しなくなったとき…資格喪失届

# 特別児童扶養手当制度

精神または身体に障害を有する児童の、福祉増進を図るための制度です。

## 手当てを受けることができる人は？

- 障害児を監護している父または母
- 障害児と同居・監護・生計を維持している父母以外の養育者（ただし、本人・配偶者・扶養義務者の所得が、限度額を越えている場合は支給停止となります）

## 対象となる児童は？

- 20歳未満であること
- 障害を理由とした年金を受けていないこと
- 法律施行令に定める程度の障害の状態にある者
- 児童福祉施設等に入所していないこと

## 支給方法は？

請求をした日の属する月の翌月分から支給され、支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

## こんなとき

### こんな手続きを！

- 受給資格ができ、手当を受けようとするとき…認定請求書
  - 毎年8月、手当受給者すべての方が提出する書類…所得状況届
  - 障害児の数が増えたり、障害の程度が2級から1級になったとき…額改定請求書
  - 障害児の数が減ったり、障害の程度が1級から2級になったとき…額改定届
  - 手当を受けている方が死亡したとき…受給者死亡届
  - 受給者または障害児が支給要件に該当しなくなったとき…資格喪失届
- なお、手続きにはそれぞれ添付書類が必要な場合があります。

# 児童手当制度

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び、資質の向上に資するための制度です。

## 手当等の種類（児童手当法上の区分）

### 【3歳未満の児童】

- ①児童手当
- ②特例給付（所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等の特例として、所得が一定未満の場合に限り、児童手当と同額を支給）

### 【3歳以上6歳到達後最初の3月31日までの児童】

- ③就学前特例給付（法附則第7条給付）  
3歳未満の児童の児童手当に相当
- ④就学前特例給付（法附則第8条給付）  
3歳未満の児童の特例給付に相当

## 手当を受けることができる人は？

- 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方  
ただし、前年（1月から5月までの請求分については前々年）の所得が一定額未満の者

## 児童手当等の支給を受けるには？

- 出生、転入等により、新たに受給資格が生じた場合に「認定請求書」の提出が必要です。  
※申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類が必要な場合があります。

## 支給される月額はいくら？

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

## 支給方法は？

- 請求した日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分を支給。  
原則として、2月・6月・10月に、それぞれ前月分までをまとめて口座振込。

## こんなとき

### こんな手続きを！

- 認定請求書…転入・出生等で、新たに受給資格が生じたとき
- 額改定認定請求書…出生等により、支給対象児童が増えたとき
- 額改定届…年齢要件等により、対象児童となる児童が減ったとき
- 現況届…6月1日現在、手当を受けている全ての受給者
- 受給事由消滅届…
  - 他の市町村に住所が変わったとき
  - 年齢要件により、支給対象児童がいなくなったとき
  - 特例給付または、法附則第8条給付の受給者が退職したとき
  - 受給者が公務員になったとき
- 住所変更届…
  - 同じ町内で住所が変わったとき
  - 養育している児童の住所が変わったとき
- 氏名変更届…受給者または、養育している児童の名前が変わったとき  
(以上の届出等には、必要に応じて添付しなくてはならない書類があります。)



詳細は、役場住民福祉課幼児福祉係（☎52-1111・(有)2063）までお気軽にご相談ください。

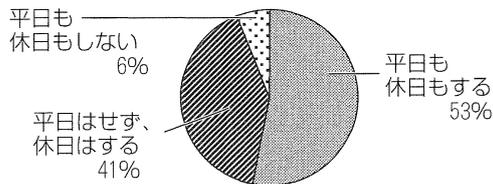
# 「お父さんの 育児のすすめ」

これまでは、「子どもの世話は母親がするもの」という風潮がありましたが、近年急激に少子化が進み、お父さんが育児休暇を取ることも法律で認められるようになりました。これからは、お父さんの育児参加もあたり前の時代です。

## 「父親の子育て意識と実態」

和光堂株式会社が、今年6月に、全国の3歳未満の子どもを持つお父さん・お母さんそれぞれ600名を対象に、父親の子育てについてのアンケートを実施しました。その結果は…

### 1. お父さんはどのくらい育児や家事にかかわっていますか？



☆休日は、お父さんの9割以上が育児や家事をしています。  
平日でも、半数以上がかかわっているようです。

### 2. お父さんが休日にしていることは？（複数回答）

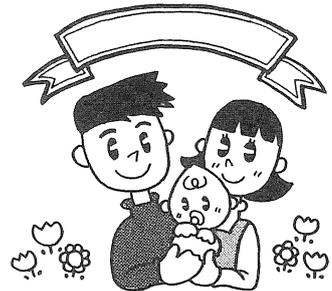
- 第1位 子どもと遊ぶ・あやす（69%）
- 第2位 お風呂の世話（68%）
- 第3位 オムツ替え（49%）

☆子どもと遊ぶ、お風呂の世話をすることが主流のようです。

### 3. 父さんにして欲しいことは？（お母さん回答・複数回答）

- 子どもと遊ぶ・あやす・・・52%
- 外出の間、子どもをみる・・・51%
- 家族そろっての外出・・・43%
- 夫婦の時間や会話を持つ・・・26%
- お風呂の世話・・・20%
- オムツ替え・・・12%
- ミルクや食事の世話・・・12%

☆お母さんは、子どもの世話はもちろんですが、家族や夫婦の交流も望んでいるようです。



### 4. お父さんに子育てにかかわって欲しい理由は？（お母さん回答・複数回答）

- 第1位 父親が子どもとふれあう時間を増やしたい（72%）
- 第2位 母親の育児の大変さを理解して欲しい（32%）
- 第3位 父親として当然だから（28%）

☆他に、「母親が病気や留守のときかわりができるように（17%）」  
「育児の楽しさを知って欲しい（16%）」という意見もありました。

お母さんは、お父さんにも子どもとたくさんふれあってほしいと思っているようです。同時に、家族や夫婦の交流も望んでいるようです。お父さん・お母さん、普段お互いの思いを伝え合っていますか？「照れくさい」「言わなくても分かるはず」などと言わずに、言葉にしてみてください!!夫婦関係が良くなり、子育てが今以上に楽しくなるはずです!!長浜町保健センターでは、みなさんの子育てを応援しています!!困っていること・悩みなどありましたら、何でもお気軽にご相談ください。

お問い合わせは、長浜町保健センター（☎52-3055・有2095）まで。

# 晴海・拓海工業用地の 用途規制を一部見直します

晴海・拓海工業用地の土地利用については、これまで町と土地所有者の皆さんとの譲渡契約に基づく用途または都市計画法に定める「工業専用地域(※注1)」に準じる用途での利用をお願いし、今日に至っています。

一方、既に広報「ながはま」等でお知らせしておりますとおり、町では将来の住み良いまちづくりを計画的に実現していくため、平成15年3月に「長浜町都市計画マスタープラン」を策定し、現在、当プランに基づく将来土地利用構想の実現のため、「用途地域の指定」に向けた作業を行っております。

そこで、両工業団地の建物用途規制については、土地所有者の皆さん等からも、時代に即した利用が望まれており、先般の長浜町都市計画審議会において、都市計画法に定める「工業地域(※注2)」程度の土地利用が望ましいとの方針が示されました。

これらを踏まえ、町では、晴海・拓海工業用地の建物用途について、用途地域指定までの措置として、都市計画法に定める「工業地域」程度の指定を見据えた利用規制を行ってまいりますので、ご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。ただし、「工業地域」に建築可能となる建物のうち、「住宅」については、従来どおり建築できませんのでご留意ください。

## 【用語の説明】

(※注1) 工業専用地域 …都市計画法に基づく用途地域の一つであり、工業の利便を増進するために定める地域のことです。※注2の「工業地域」より更に土地利用の純化を図るべき地域であり、住生活に係る建築物の用途は厳しく制限され、「工業地域」の制限に加え、住宅、寄宿舍、老人ホーム、店舗、図書館、パチンコ屋等の風俗営業施設等の建築物が制限されます。

(※注2) 工業地域 …都市計画法に基づく用途地域の一つであり、主として工業の利便性を増進するために定める地域のことです。「工業地域」内では、ホテル、キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は、建てられません。



多数の工場等が立地する晴海・拓海工業団地

晴海・拓海工業用地の建物用途についてのお問い合わせは、  
役場企画調整課  
(☎52-1111 内線 37~40、  
(有)2131、2132) まで

# ーしょん!!

## 10月からスタートしています!

～家庭用パソコンの回収・リサイクル制度～

平成15年10月1日から、ご家庭で不用になったパソコンについてメーカーによる自主回収・リサイクル制度がスタートしました。パソコンが不用になった場合、そのパソコンメーカーに回収を申し込み、メーカーが責任をもって回収・再資源化をします。

料金は、メーカーによって異なる場合がありますが、デスクトップ型：7,000円、ノート型3,000円程度となります。

町では、今まで粗大ゴミとして回収していましたが、原則として取り扱わなくなりましたのでご注意ください。

なお、平成15年10月1日以降に発売されたパソコンは、販売価格に回収・リサイクル料金が含まれていますので、改めて料金を支払う必要はありません。

【お問い合わせ先】役場生活環境課環境係（☎52-1111<内線54>）まで。



## 猟銃事故をなくそう!

～守っていますか

正しいマナーと安全確認～

11月15日から狩猟が解禁となりますが、毎年、期間中にハンターの不注意や誤った銃の取扱いによる猟銃事故が発生しています。

<狩猟をするときは…>

◇事前に猟場の下見をし、人家や周辺の地理を把握する

◇自分の目で獲物を確認し、銃口の方向に注意してから発砲する

◇弾の装てんは発射の直前までしない

<狩猟を終えたときは>

◇銃と弾は別々に保管し、確実に施錠する

◇盗難、紛失したときはすぐに警察に届け出る

## 求職者のみなさんへ

～大洲・喜多地域合同就職面接会のご案内～

大洲商工会議所では、企業と求職者の皆さんが一堂に会して自由に面接をしていただく「大洲・喜多地域合同就職面接会」を開催します。

お気軽にご参加ください。

【日時】12月11日（木）午後2時～4時

【場所】大洲市総合福祉センター

【対象求人】一般、臨時、パート（年齢・性別は問いません。）

【持参するもの】履歴書・筆記用具

【その他】企業の採用担当者から事業所の求人内容について聞くことができます。複数の面接を希望される方は、履歴書のコピーが必要となります。

【お問い合わせ】大洲商工会議所（☎24-4111）まで。

## 愛媛県最低賃金の

### お知らせ

平成15年8月22日、愛媛労働局は、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を据え置くこととしました。

この決定により、平成14年10月1日発効の愛媛県最低賃金の時間額611円が、今後も適用されることとなります。

※1日の所定労働時間が8時間の労働者に対する賃金は、611円×8時間＝4,888円以上の支払いが必要となります。

【お問い合わせ先】愛媛労働局（☎089-935-5200）または最寄の労働基準監督署まで。

## 新刊情報 です ～長浜町立図書館～

- | 書名                         | 著者                      |
|----------------------------|-------------------------|
| ○女性のくからだと心>安心医学            | ウィメンズ・メディカ 井口登美子<br>他監修 |
| ○愛媛県の歴史                    | 内田九州男・寺内 浩他             |
| ○かんたん図解 女の年金・男の年金          | 山本 礼子                   |
| ○市田ひろみコレクション 衣裳の工芸         | 市田ひろみ                   |
| ○ストリートチルドレン・メキシコシティの路上に生きる | 工藤 律子                   |
| ○ありがとう物語                   | 鈴木 健二                   |



## ふれあい会館だより

### 「花と遊ぶ会」押花展

押し花グループの会員らが一生懸命作り上げた作品の数々を展示します。

【期間】11月11日(火)～22日(土)

### 好崎光象氏 第3回四季の写真展

好崎光象さん(上老松)がこれまで撮り続けた県下各地の四季折々の自然をとらえた写真を展示します。

【期間】11月26日(水)～12月7日(日)

※上記いずれも、「午前9時～午後5時、ただし月曜および祝日休館。

場所はふれあい会館ギャラリー」です。

### 指名手配被疑者の 検挙にご協力を!

警察では、地下鉄サリン事件などで特別手配をしているオウム真理教関係被疑者3人をはじめとして、殺人、強盗等の凶悪事件、暴行、傷害等の粗暴事件、窃盗事件、詐欺、横領等の知能犯事件などで手配されている犯罪の被疑者を選定して、11月中旬に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところでは、

この指名手配被疑者の発見に向けた各種捜査活動には、住民の皆さんのご協力がぜひとも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報等どんなささいなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

【連絡先】110番または大洲警察署(☎25-1111)まで。

### 長浜町絵入り年賀はがきを販売しています!

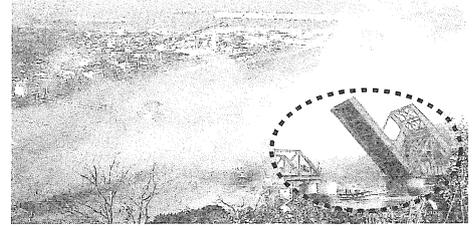
長浜町絵入り年賀はがき推進協議会では、「肱川あらしと長浜大橋」(写真)が印刷された平成16年用年賀はがきを販売しています。

限定品ですので、お早めにお求めください。

【金額】1枚53円

【お問い合わせ先】長浜町絵入り年賀はがき推進協議会(役場経済課内・☎52-1111

〈内線69〉・〈宿2121〉まで。



肱川あらしと開閉橋(木村喜久男氏撮影)

### 大洲保健所からのお知らせ

12月1日から7日までの「愛媛エイズ予防週間」中、夜間電話相談・血液検査(無料・匿名)を行いますので、ご利用ください。(ただし、血液検査は事前に電話予約が必要です。)

【実施日】12月1日(月)、2日(火)、3日(水)

【時間】午後5時～8時の3時間

【場所】大洲保健所(大洲市田口甲425-1大洲庁舎2階)

【電話番号】24-3165

※毎週火曜日(午前11時～正午)にエイズ相談・検査をしていますので、ご利用ください。(予約制・無料・匿名)

### 県民の皆さんのご意見・ご提言をお伺いします ～県の規制緩和推進のため～

県では、県民の目線に立った許認可手続きなどの行政サービスの徹底した見直しを行うため、皆さんの声を県のホームページなどで募集し、規制改革の遅れている分野の改善に努めたいと考えています。

皆さんの日ごろ感じているご意見・ご提言をお待ちしています。

【ホームページアドレス】<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/100gyouseisys/00003919030801/kanwa.htm>

【意見の提出先】①郵送の場合 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県総務部新行政推進局行政システム改革課あて

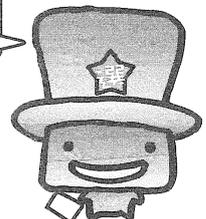
②電子メールの場合 メールアドレス [gyouseisys@pref.ehime.jp](mailto:gyouseisys@pref.ehime.jp)

## 11月9日(日)

さあ、みんなで投票に行こう。

えらぼう!

### 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査



# 国民年金の加入は国民の義務です



11月は国民年金制度推進月間です！ ～老後の生活設計は安心ですか？～

公的年金は、働く世代の保険料が高齢者世代を年金という形で支えあう仕組みです。今、保険料を納めているあなたも、将来この仕組みにより働く世代に支えられ、年金を受け取ることができます。

この世代間の扶養を基本とする仕組みにより、その時々賃金、物価水準に応じた年金額が確保され、生涯にわたって年金を受け取ることが可能になるのです。

公的年金は、将来の社会の変化に対応し、長い老後の収入確保を約束できる唯一のものです。

**Q 公的年金は破綻するというのは本当ですか？**

A 世代間の扶養という考え方により、上記で示したメリットのほかに、今後予想される我が国の少子高齢化に対応して、働く世代の保険料の負担増を抑えたり、高齢者世代の年金給付水準の見直しを、長期的視野に立って制度設計をしています。

このように、国が年金を将来にわたって安全に保障できるように運営していますので、我が国の経済社会が存続する限り、破綻することはありません。

**Q 民間の個人年金のほうが有利ではないですか？**

A 民間の個人年金は、任意で加入した個人の保険料に利息等が付加されて、戻ってくるというのが中心です。ただ、今から50年後の経済がどのように変化しているかは誰にも分かりません。あらかじめ賃金や物価の上昇に応じた給付の保障ができない個人年金は、経済の変動に伴い従前の生活を保障するという公的年金に代替できません。

個人年金は、公的年金を補完して、多様化した老後生活のニーズに対応する役割を持っています。それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという対応が求められます。

年金についてのお問い合わせは、役場住民福祉課町民福祉係（☎52-1111<内線33>・有2062）まで。

## 推薦に山下与志一さん（北条市）

### ながはま赤橋夏まつり&水着撮影会

九月十七日、役場二階会議室において「ながはま赤橋夏まつり&水着撮影会」の作品審査が行われ、県内外の六十三人、二百一点の応募作品の中から次の十八点が入賞しました。

（敬称略）

#### 【推薦】

まなざし（山下与志一・北条市）

#### 【特選】

浜風を受けて（城戸隆行・広見町）

日差しの中で（角田章三・八幡浜市）

#### 【準特選】

赤橋の夏（丹生谷充正・松山市）

ズームアップ（大西忍・川之江市）

さわやかな午後（今井淳一・松山市）

クラシックカーの女（村上正幸・宇和島市）

見つめる女（松山佳照・宇和町）

#### 【佳作】

渚にて（浦田耕作・三間町）

ポーズ（青野義則・松山市）

もちまき（大本昭裕・長浜町）

赤橋饗宴（伴翔子・瀬戸町）

赤い橋（仲川幸延・宇和島市）

太陽の季節（萩尾正寿・砥部町）

たわむれ（高市晶彦・松山市）

河口の風（近藤俊明・松山市）

陽ざし（大谷三千年・伊予市）

サマーレディ（松本隆平・松山市）



推薦作品：まなざし

長浜中学校では、地域の方にご協力・ご指導をいただいで、教育活動を行っています。

今回は、その中からいくつかの行事をご紹介します。

まず、進路学習では、一年生で「働く人に学ぶ会」を、三年生で「先輩に学ぶ会」を、実施しています。地域の方に学校へ来ていただいて、お話をうかがったり、質問に答えていただいたりすることによって、職業や学校についての知識を高めるだけでなく、労働や勉学の目的や意義を、生徒たちは直接学ぶことができます。



労働の厳しさと喜びを知った職場体験

また、夏休みには、二年生が地元の仕事場にお世話になって、「職場体験活動」を行っています。机の上の勉強だけでなく、実際に職場を訪問し、仕事の様子を見たり、働いている方からお話をうかがったり、仕事を体験したりする機会を持つことにより、短期間ではありますが、労働の厳しさと喜びを味わわせていただき、自分の将来をさらに深く考える機会となっています。

次に、総合的な学習の時間には、生徒たちの研究活動のご協力をいただいています。

昨年度は、「地場産業の研究」として、地域の三つの企業を見学させていただきました。学校で学んだことを身近な地域の産業に再発見したり、逆に、初めて見るものに感動したり、生きた学習となりました。

また、グループ研究では、長浜町商店街などでインタビューやアンケート調



リハビリの様子を説明される次家さん

最後に、道徳・学活の授業では、地域の方のお話を聞かせていただく機会を設けています。今年、長浜中学校がずっとお世話になっている「まことやのおじさん」こと次家誠さんにゲストとしておこしいいただき、生徒たちの質問に答える形で、講演をお願いします。首から下が完全に麻痺した状態から回復に向けてのさまざまな努力と執念、どんな状況下に置かれても失わない希望など、その前向きな生き方に、生徒だけでなく参観していた教員も圧倒されました。

今後、地域の方々の温かい支えで、長浜中学校の教育をますます充実したものにしていきたいと思っております。今後とも、ご指導・ご協力をよろしくお願い致します。

査などに、ご協力をいただきました。

## 忘れていませんか？ 固定資産税に関する届け出！

～家屋を取り壊したときは速やかに届けましょう～

家屋の老朽や建て替えなどのため、建物を取り壊したときは届け出が必要です。

### 「未登記家屋滅失届」と「滅失登記」？

#### ☆「未登記家屋滅失届」

取り壊し（滅失）した建物が登記されていない場合は、こちらの届け出が必要になります。

この届け出は、役場税務課で所定の様式に記入して届け出いただきます。

こちらの内容は、取り壊した建物の所有者、取り壊された年月日、種類、床面積等を記入していただきます。

#### ☆「滅失登記」

取り壊し（滅失）した建物が登記されている場合は、こちらの登記が必要です。

この登記は、本人が法務局で行っていただくか、司法書士または土地家屋調査士を通じて行ってください。

※ なお、登記物件の滅失登記を行われた方は、役場税務課に届け出る必要はありません。

もし、この届け出および登記を忘れたら・・・！

☆上記の届け出および登記を毎年1月1日までにされない場合は、実際には存在しない家屋の固定資産税を納めていただくことになります。

【お問い合わせ先】町役場  
税務課固定資産税係（☎52-1111(内線22)・有2041) まで

# 12月4日～10日は「第55回人権週間」です

## 「育てよう一人一人の人権意識

### — 身近なことから人権を考えてみませんか —

人権週間は、国民一人ひとりが「人権」というものを再認識するとともに、自己の行為によって他人の人権を侵していないか反省する週間でもあります。

私たちが豊かな日常生活を営むためには、お互いの立場を尊重し、自己の権利ばかりを主張することのないよう心がけなければなりません。

人権問題でお困りの方は、次まで遠慮なくご相談ください。

【ご相談先】お近くの人権擁護委員か、松山地方法務局大洲支局（☎24-4155）へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

人権擁護委員に 清水禎子さん（再任）

なお、本年10月1日付けで、法務大臣から白滝の清水禎子さんが当町の人権擁護委員に委嘱されました。

長浜町の人権擁護委員は下記の方々です。

住所	氏名	電話番号
下須戒	下田 美澄	52-1616
出海	石山 豊	53-0576
長浜	新山 博邦	52-0440
白滝	清水 禎子	54-0631

この最近、学校で「お前、死ねや。」とか、「お前、学校にくんな。」などの言葉をよく耳にします。私は、どうしてそういうことが平気で言えるのかなあと思います。言っている本人は別に気にもしていませんが、それを言われている本人はとても傷つく言葉です。私も何度か、「お前、死ねや。」と言われたことがあります。そのとき、すごくショックで涙が出そうでした。私は一度、友達が二人くらいの男子に「お前、臭いんよ。近よんなや。鼻もげるんよ。」と言われるのを聞いたことがあります。その時、私はただ聞いて、友達に「大丈夫。」の一言もかけず、笑ってすませましたが、それが何回も何回も続くと、すごくつらくて、正直言うと、学校に来たくありませんでした。今も、けっこう傷つくことを言われています。でも、友達のアちゃんは、そういうことを聞くと、「○○ちゃんがかわいそうやろ。やめてあげりや。」と言ってくれます。そうやって助けてもらうと、少しうれいいます。

## 人権作文

### 「悪口」

中学1年生  
(14年度人権作文集より)

私も今、傷つくことを言われています。最初言われたときは、その人は冗談で言っているんだと思います。私自身振り返ってみて、なぜ、「大丈夫？」としか言うことができなかつたのかは、それぐらいのことしか考えられなかつたからだだと思います。それは、言葉がこんなにも人を傷つけるものだとは思っていませんでした。でも、これらの経験から、言葉は人の心を深く傷つけたり、逆に優しくしたりする力があるんだと知りました。そして今は、そういうのを聞いたら、「大丈夫。あんまり気にせんほうがいいよ。」と言ってあげられるようになりたいです。これからは、もっと相手の気持ちを考えて、相手が言われてうれしい言葉、相手が言われて嫌な言葉を考えてみませんか。

シリーズ  
長浜町内の  
神社の絵馬

井内 功  
(下須戒)

九 住吉神社の絵馬(最終回)

住吉神社の絵馬は、現在神社に飾られていない。昭和四十四年に神社を御建山に移転したとき、スペースの関係で蔵に保管されている。宮司武智秀夫氏にお願いし写真撮ろうとしたが、絵馬が大きく一人の力では外に出して撮影することができないのであきらめた。

しかし、武智氏に頂いた「長浜鎮座住吉神社沿革史概説」(兵頭正著、昭和四十四年十一月二十五日発行)に詳しく書いてあるので、どのような絵馬が残されているか調べてみた。残されている絵馬の数二十二枚となっていた。

後日(十二月五日)、教育委員会の協力を得て、住吉神社の絵馬の撮影を行った。現存する絵馬の数は、二十三枚である。大きい絵馬は、幅三m五十cm前後もあり、枠の厚さも九cmもあるので、五人がかりでも外に出すのがやっとだった。

住吉神社には、他の神社にない絵馬が残されている。それは、住吉神社が大洲藩主によって建てら

れたことと関係がある。天明六年(一七八六)に奉納された「長浜古図」は、当時の長浜を細かく一軒一軒描いている(長浜町誌一八二ページ)。沖浦の住吉神社に奉納されている「沖浦古図」も、「長浜古図」と同じ年に奉納され、作者も同じ高橋源右門である。

年代順に古い絵馬から述べると、「義経八艘跳びの図」(延享四年・一七四七年)、「舞鶴」(寛永元年・一七四八年)、「旭日と松と鷲」(天明六年・一七八六年)、「鞍馬山中牛若丸」(文化十年・一八一三年)、「野見宿禰」(天保四年・千八百三十三年)と、江戸時代に奉納された絵馬だけで、十五枚もある。

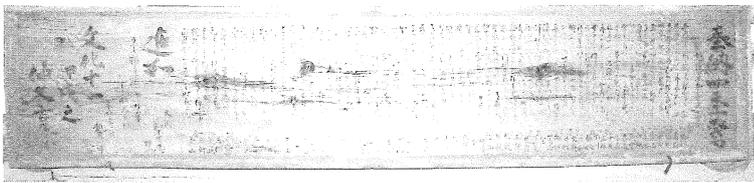
さらに、「俳額」が二枚奉納されている。(写真は撮れなかった。)寛政二年(一七九〇)と文政十一年(一八一四)である。詳しくは、長浜町誌二百二十六ページを見ていただきたい。住吉神社の「俳額」は、読みにくくなっているが、戒川三島神社の「俳額」(文政十一

年奉納)は、中殿に飾ってあるうえ神社に戸や窓がある関係か、下の写真のように比較的是っきりしている。

おわりに

以上、長浜町内の神社の絵馬について述べたが、今後、大洲市の絵馬を調べると、さらにいろいろと関連性が見つかるかもしれない。神社の絵馬を調べていて、神社の拝殿に戸や窓がある神社の絵馬は、それほど傷んでいないが、戸や窓がなく

て吹きさらしの神社の絵馬は、傷みが激しい。内子町や五十崎町の絵馬の一部は、町の文化財に指定されているものもあるが、今後、そのことも含めて何らかの対策が必要と思う。



戒川・三島神社の「俳額」

シリーズ

知っていますか? 水道のこと

VOL. 8 水需要の将来

地球温暖化をはじめとする環境問題は、遠い世界の話ではありません。今のペースで温暖化が続けば、40年、50年先には気候が大きく変動し、世界各地で降雨量の増減が起こると予想されています。私たちの住んでいる地域でも集中豪雨や干ばつが頻発し、河川を流れる表流水だけでなく地下水にも大きな影響を及ぼすでしょう。

平成14年夏から15年にかけて、松山市では降雨量が減少したために水源となるダムの貯水量が極減し、取水制限や給水制限を行わざるを得ない状況が長く続きました。一方で、世界各国では豪雨による大洪水などが発生し、被害は甚大なものとなっています。

長浜町では、現在のところ取水能力に十分な余裕があ

り、給水制限や断水の必要はありませんが、河川の表流水を水源とする幸口川やカジヤ谷川では年々水量が減少し続け、平成14年度は取水量が激減しました。柴地区で取水している地下水についても、今後の気候変動により今の状態のまま安定して取水できる保証はありません。

当町の場合は、人口減少や高齢化、生活様式の変化、節水型器具の普及などといったさまざまな要因で、総使用量は年々減少傾向にあります。この傾向が逆転したり、給水区域の拡大により需要が増加したりすることなども予測されます。

このため、私たちの生活に欠かすことのできない水が、将来も安定して供給できるようさまざまな努力が求められています。

プレミアム  
付き

# 長浜町商品券を 販売します！

長浜町では、町外への消費の流出を防止し、町内商店の活性化を図ることを目的に、毎年プレミアム付き商品券を販売しています。

今年は下記により販売を行ないますので直接現金でお買い求め下さい。

**プレミアム付き商品券**とは  
5,000円で5,500円分の商品券が  
購入できます！



### ★販売期間

※平成15年12月1日（月）～平成15年12月5日（金）まで  
（ただし、完売した時点で終了となります。）

※販売期間内に売れ残った場合は、平成15年12月8日（月）から役場窓口で販売します。

### ★販売場所および時間等

販売場所	役場窓口	連 絡 所					
		喜多灘	櫛 生	出 海	大 和	豊 茂	白 滝
販売組数	3,850	420	670	420	1,050	250	1,340
販売時間	午前 9:00 午後 4:00	午前 9:30 午後 1:00					

### ★購入限度額

※1人1回 5,000円（1冊）～ 50,000円（10冊）まで  
（会社や団体での購入はできません）

### ★商品券の有効期間

※発売の日から平成16年3月31日まで。

**【お問い合わせ先】**  
役場経済課商工観光係  
(☎52-1111・(有)2121) まで。



長  
浜  
文  
芸

＝ 出海小学校 ＝

ボウリングたおせなかつたうんどう会 一年 鈴木 愛未  
うんどう会いっしょうけんめい走つたよ 一年 永沼 朋恵  
あつい日にスイカ食べればさいこうだ 二年 畑 中 諒太  
なつまつり火花がドドンときれいだね 二年 山西 将寛  
校庭のコスモスゆれる夕ぐれかな 三年 大橋 あかね  
四チーム技をきそつた運動会 三年 畑 山 未来  
セミの声鈴虫にけされさみしそう 四年 東 浦 亘  
青空に光り輝く万国旗 四年 米 田 彩華  
秋の夜ほんのり冷たい風あたる 五年 上 野 将平  
秋の風葉っぱをゆらしてどことばす 五年 畑 山 進之輔  
秋の山赤黄緑と色どるよ 六年 篠 原 誠  
赤トンボみんな仲よくとんでる 六年 宮 田 力

## 心・技・体で勝負

豊州杯長浜剣道大会

九月十四日、長浜町スポーツセンターで、第五回豊州杯長浜剣道大会（長浜剣道会主催）が開催され、近隣市町村の小中学生約二百三十人が参加した。

なお、主な結果は次のとおり。

（敬称略）

【小学生個人】▽低学年③成田大空▽高学年③宮本洋典

【小学生団体】▽低学年②大和剣道会 A▽高学年③大和剣道会 A

【中学生個人】▽男子①菊地竜二③吉村雅宏▽女子①松野亜耶②児玉香菜子③谷口まどか

【中学生団体】▽男子②長浜中学校 A▽女子①長浜中学校 A②長浜中学校 B



熱戦が展開された剣道大会



魚釣りをして遊ぶ子どもたち

## みんな輝け！長浜っ子

長浜町幼児まつり

九月十八日、長浜町スポーツセンターで、第二十二回長浜町幼児まつり（長浜町太陽のおかあさん連絡協議会主催）が開催され、町内保育所・幼稚園児と保護者ら約三百五十人が楽しいひとときを過ごした。

屋内では、遊具遊びや迷路などのほか、ビーズなどを利用した手作りコーナーも設けられ、親子で熱中するほほ笑ましい姿や、屋外では、地上十三メートルまで上昇するはしご車に乗り、大喜びする子どもたちの姿も見られた。

## 地域といっしょに

さくら苑運動会

十月十五日、養護老人ホームさくら苑で運動会が開催された。前日までの天候により集会室での開催となった今回は、入所者をはじめ、デイサービス利用者、白滝保育所園児、地元婦人会会員などが参加し、地域と一体となった会となった。

参加者らは、紅白二チームに分かれての玉入れや、園児とのボール転がしを通して、楽しいひとときを過ごすとともに、地域の人たちとの交流の輪を広げていた。



園児といっしょに！



上手に刈り取りをする児童たち

## 実りの秋を実感

長浜小学校の「総合的な学習」

本紙七月号で紹介した長浜小学校五年生の総合的な学習の時間を利用した「バケツ稲」が実り、十月十五日、刈り取り作業を行った。児童たちは、愛媛農政事務所職員の指導を受けながら、二、三本ずつ根元から約五センチメートル上のところにはさみを入れ、実りの秋を実感していた。

刈り取られた稲は、約一週間乾燥され、脱穀、もみすりを経て、全員でおにぎりにして味わう予定だそうである。

## 藤岡弘、さん来町

町PTA連合会研究大会

十月十八日、白滝小学校で町PTA連合会研究大会が開催され、国際俳優の藤岡弘、さんが来町、町内各小中学校PTA会員らを前に「世界から見た日本」をテーマに講演を行った。

久万町出身の藤岡さんは、テレビのロケの裏話やボランティア活動で世界中をまわる中で体験を交え、「幼少の頃、このふるさとで培った基礎体力があったからこそ今の自分がある」また「幸せになるためには何事にも目的を持ち、その基になるのは家庭である」ということを強く訴えられ、参加者からは家庭教育の大切さを強く感じていた。



講演する藤岡弘、さん

延ばそう  
わたしの健康寿命

## 健康フェスティバル

# 「白滝のつどい」が開催されました。

9月21日、白滝公民館を中心に、第9回長浜町健康フェスティバル「白滝のつどい」が開催され、多くの健康に関心を持った人たちにぎわいました。

地域に住む人々が健やかな毎日、安心して暮らせる地域づくりを目指して、住民主体による健康づくりを考えようと、長浜町と長浜町国民健康保険が主催したもの。当日のあらましをご紹介します。



健康食が並んだ試食コーナー

### 健康食試食コーナー

温野菜サラダでは、それぞれヨーグルトドレッシング、ごまダレしょうゆ、だし割りしょうゆの味付けがされ、来場者たちは興味深そうに味わっていた。

また、0.8%の塩分控えめのみそ汁も用意され、味わった人は、「うちのより薄いね」という感想が。ちなみに、1杯150ccのみそ汁で1.2gの塩分が含まれているそうです。

### 健康チェックコーナー

保健師等による健康相談や体脂肪や骨密度測定も行われ、健康度をチェックしていました。

### 白滝遊楽劇場

地元有志でつくる劇団「ピース」による遊楽劇「いつか老人介護『ここがええー』」が上演されました。



熱演となった遊楽劇

主人公で82歳の独居老人、久保イチさんが、あまり外に出たがらない状況を設定し、地域の人、民生委員、役場の相談員等がどのように関わっていくかを考えるものでした。

役者が地元有志ということで、会場からは大きな声援と拍手がわき起こっていました。



骨密度測定中！

### 講演

「あなたの食生活は大丈夫ですか？」のテーマにより、愛媛県栄養士会副会長であり管理栄養士でもある合田徳明先生の講演があり、最近のマスコミによる健康情報のはんらんについて、まどわされず自分を対象としている情報なのか常に考えてほしいということや、たとえ病気があっても、いきいきと前向きに生きることが大切だということをお話されていました。



いきいき体操でリラックス

### 式典

オープニングのいきいき体操で体をほぐした後、白滝地区で募集した「我が家の健康づくり標語」の表彰があり、次の方々が入賞されました。

#### 小中学生の部（白滝小学校）

##### 入選

好ききらいやめてつくろう元気な体  
5年 上田 真子  
固い物いっぱいかみかみ強い歯つくろう  
6年 上満 夕梨乃  
ばあちゃんの作った野菜は「元気のもと」  
6年 別宮 成

##### 佳作

きゆうにゆうを毎日飲んで元気な体  
4年 上満 正之  
お父さんそのタバコわたしたちにきけんだよ  
4年 児玉 梨香子  
よく食べてはやねはやおき元気のもと  
4年 渡邊 希代  
そのたばこ手から手放せがん防止  
5年 徳田 柚衣  
「おはよう」といっしょに走るランニング  
6年 徳田 安紀

#### 一般の部

##### 入選

お元気ですかかけた一言良薬に 新 貞子（白滝）  
リサイクル出来ぬ命の健康管理 大野 考生（柴）  
「三度の食事大切に  
バランス手作りビタミンI（愛）で」  
遠香 千代（白滝）

##### 佳作

むかい三軒両隣声かけあって今日も元気  
森川 初美（白滝）  
きちんと食べてせつせと歩けば  
心いきいき体はスリム 遠香 文昭（白滝）  
いきいき健やか笑顔の家族 新田 道夫（白滝）  
元気な挨拶明るい笑顔健康づくりの一步です  
願成寺 昇（白滝）  
あいさつにはじまる笑顔健康家族  
清水 禎子（白滝）

一歳です コンニチハ 242

だいすけ くん ちゃん (白滝)  
**児玉大輔**

平成14年11月19日生まれ



健康で人を輔る子になつてほしいと願ひこの名前をつけました。  
 お兄ちゃん、お姉ちゃんと仲良く、元気で強く、しかも優しい男の子に育つてね。  
 (父)健一さん・  
 (母)真寿美さん

▽決勝	長浜サンデーズ	2	3	1	0	1	0	1	7
	大洲クラブ	0	0	0	0	0	0	0	1
		0	0	0	0	0	0	0	4
▽準決勝	長浜サンデーズ	1	0	0	0	0	0	0	7
	宇和フワワー	0	0	0	0	0	0	0	1
		0	0	0	0	0	0	0	0

○)までお気軽にどうぞ。



**長浜サンデーズ初優勝**  
 少年野球西四国新人大会

九月十三日、十五日、重信町総合公園グラウンドで行われた第十回西四国新人記念大会(日新化学工業旗争奪松山新人大会)で、長浜サンデーズは、決勝で大洲クラブを見事に破り優勝を果たしました。(長浜・五二一八八)

同チームでは随時、練習生を募集しています。お問い合わせは、保護者会長 宮下修一



初優勝した長浜サンデーズの皆さん

**長浜体協ら準優勝**  
 スポレク八幡浜大会

十月五日、八幡浜市を中心に愛媛スポレク祭二〇〇三八幡浜地方大会が行われました。

なお、主な結果は次のとおりです。

(県大会出場チーム)

【ソフトテニス】準優勝：長浜体協

【クロッケーシニア】準優勝：戒川公民館

民館

【クローケータラントシニア】第三位：今坊公民館

今坊公民館



**熊野裕次くんら優勝**  
 ~町内小学校陸上競技大会~

**男子**

- 【60m】①熊野裕次(長浜) 9秒4 ②宮本洋典(大和) 9秒5 ③水本姿騎(長浜) 9秒9
- 【100m】①井上陸(長浜) 14秒9 ②大石歩(豊茂) 15秒6 ③水田健司(出海) 15秒9
- 【60mハードル】①井上陸(長浜) 10秒5 ②宮本洋典(大和) 10秒8 ③大野豊明(大和) 10秒8
- 【走り幅跳び】①大野豊明(大和) 3m56 ②上田将司(長浜) 3m42 ③大石歩(豊茂) 3m41
- 【走り高跳び】①大山貴之(豊茂) 1m22 ②徳田耕太郎(白滝) 1m20 ③大石直人(大和) 1m20
- 【ソフトボール投げ】①菊岡晃平(豊茂) 45m81 ②篠原誠(出海) 44m59 ③尾上大海(白滝) 43m42
- 【400mリレー】①長浜(熊野・上田・小西・井上) 62秒4 ②大和(大野・宮本・大石・玉井) 64秒5 ③豊茂(菊岡・大山・水本・大石) 66秒4

10月9日、長浜中学校グラウンドで町内小学校陸上競技大会が行われました。

なお、主な成績は次のとおりです。(敬称略)

**女子**

- 【60m】①城ヶ瀧納子(長浜) 9秒8 ②田中可奈(長浜) 9秒9 ③稲本彩(長浜) 9秒9
- 【100m】①田中可奈(長浜) 15秒8 ②城ヶ瀧納子(長浜) 16秒1 ③松田理恵(豊茂) 16秒4
- 【60mハードル】①森川紀都(柴) 11秒4 ②稲本彩(長浜) 11秒5 ③片岡結依(長浜) 12秒2
- 【走り幅跳び】①岡崎真奈(柴) 3m31 ②松田理恵(豊茂) 3m29 ③宇都宮綾(大和) 3m19
- 【走り高跳び】①玉井智絵美(櫛生) 1m22 ②宇都宮綾(大和) 1m10 ③宮浦りほ(長浜) 1m05
- 【ソフトボール投げ】①増田あゆみ(櫛生) 39m56 ②宇都宮美帆(豊茂) 38m58 ③渡邊希代(白滝) 24m17
- 【400mリレー】①長浜(田中・稲本・松田・城ヶ瀧) 65秒7 ②豊茂(松田・宇都宮・岡本・菊地) 68秒8 ③櫛生(城戸・増田・松田・玉井) 69秒0



読書の秋を迎え、何冊か本を読んでみた。そして次の2冊に深い感銘を受けた。

「夜と霧」(ヴィクトール・E・フランクル著)

一人の心理学者が、アウシュヴィッツ強制収容所でうけた体験の記録である。

飢えと寒さと重労働の日々の生活に耐え、その上、いつガス室へ送り込まれるか分からないという不安に脅えながらいかに生きてきたかが、克明に書かれている。

著者は言っている。

「なぜ生きるかを知っている者はどのように生きることにも耐える。」

と、私は、このような悲惨なことが、人類史上二度とあってはならないと強く思った。

「虹とひまわりの娘」(本郷由美子著)

大阪教育大附属池田小児童殺傷事件で娘を失った母親の手記である。私は今までこの手のものは興味がなく読んだことがなかったが、母の愛とはこれほどまでに深いものであるかと感動した。

「私は、この子のために生まれてきたんだ。」と、この言葉のとおり妊娠、出産、そして小学校2年生までの7年間、娘のためにあらゆる努力をしてきた母親の献身的な行為をただ単に教育ママと言いつつ切ってしまうことはできなかったし、人間性のひとかけらもない凶暴な若者に娘の命を一瞬にして奪われた母親の心情を月並みな言葉で慰めることもできないほどの衝撃を受けた。

読書とは、昔の夏みかんの味である。すっぱい、身震いするほどすっぱい、しかしその味覚は、生涯忘れることはできない。

読書も時に、身震いするほどの感動を与えてくれる。その感動は、心の奥に刻み込まれいつまでも忘れることはない。

最後に一言

- ・金を惜しまず本を買え。
- ・自分の水準に合わないものは無理して読むな。「(「ぼくはこんな本を読んできた」立花隆より)

## 人口・世帯数のうごき

	9月末現在	前月との比較
人口	9,310人 (男 4,397人 女 4,913人)	11人減 (男 6人減 女 5人減)
世帯数	3,587世帯	1世帯増

役場総務課情報管理係(下記)まで。

みなさんからのお便りを  
お待ちしております  
地域の話題や、珍しい現象・ある瞬間の写真などお気軽にご投稿ください。  
投稿先・お問い合わせは、

柴 長浜 山 下  
豊 黒田 石 丸  
豊 茂 二 神 美 千 香  
柳 生 城 戸 貞 夫 (七四)  
出 海 増 田 政 子 (九二)  
上 野 ス エ カ (七四)  
親 (七四)

11月15日～12月14日 暮らしのカレンダー				
日	曜	行 事 名	場 所	時 間
11/16	日	滝まつり モデル撮影会	白滝公園	10:00～15:30 12:30～15:30
18	火	不用犬・不用ねこ回収日	長浜町火葬場前	9:00～10:30
19	水	びん・缶収集日		
20	木	社会保険事務所出張相談日	商工会	9:00～11:30
21	金	有害ゴミ収集日		
23	日	るり姫まつり	白滝公園	10:00～15:30
26	水	ペットボトル・発泡スチロール収集日		
28	金	粗大ごみ収集日		
12/2	火	不用犬・不用ねこ回収日	長浜町火葬場前	9:00～10:30
3	水	びん・缶収集日		
5	金	古紙・紙パック収集日		
10	水	ペットボトル・発泡スチロール収集日 社会保険事務所出張相談日	商工会	10:00～15:30
12	金	燃やさないごみ収集日 育児相談・はみがき相談 乳児健診	保健センター 保健センター	10:00～11:30 13:00～13:30

柴 長浜 白滝  
中田 岩城 徳山  
光義 好廣 勲  
(八二) (八三) (八〇)

おくやみ  
9月届出分(敬称略)  
住所氏名死亡時年齢

上老松 宮川 夏暢 廣満  
住所子の氏名保護者名

お誕生おめでとう!!  
9月届出分(敬称略)